

# **新ごみ焼却施設整備・運営事業**

## **落札者決定基準書**

**令和2年9月1日**

**会津若松地方広域市町村圏整備組合**

## 目 次

第1章 総則	-----	1
第2章 事業者選定の概要	-----	1
1 事業者選定の方法	-----	1
2 審査体制	-----	1
3 審査の進め方	-----	1
第3章 資格審査	-----	3
第4章 提案審査	-----	3
1 基礎審査	-----	3
2 総合評価	-----	3
第5章 落札候補者の選定	-----	10
第6章 低入札価格調査	-----	10
第7章 落札者の決定	-----	10

## 第1章 総則

本落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「本組合」という。）が「新ごみ焼却施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者の募集及び選定を行うに当たり、「会津若松地方広域市町村圏整備組合新ごみ焼却施設整備・運営事業に係る事業者選定委員会設置要綱」（以下「委員会設置要綱」という。）に基づき設置された本事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、最も優れた入札参加者（落札候補者）を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。

なお、本基準で使用する用語の定義は、入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

## 第2章 事業者選定の概要

### 1. 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6に基づく入札公告により入札参加者を募り、同施行令第167条の10の2第1項又は第2項に規定する価格及び価格以外の要素（事業実施能力等）を総合的に勘案し、落札者を決定する総合評価方式制限付一般競争入札により行う。

### 2. 審査体制

本組合は、事業者の選定を公正かつ適正に選定するため、選定委員会を設置している。選定委員会は、以下の7名の委員により構成され、入札参加者から提出された技術提案書の審査等を行い、最も優れた入札参加者（落札候補者）を選定する。

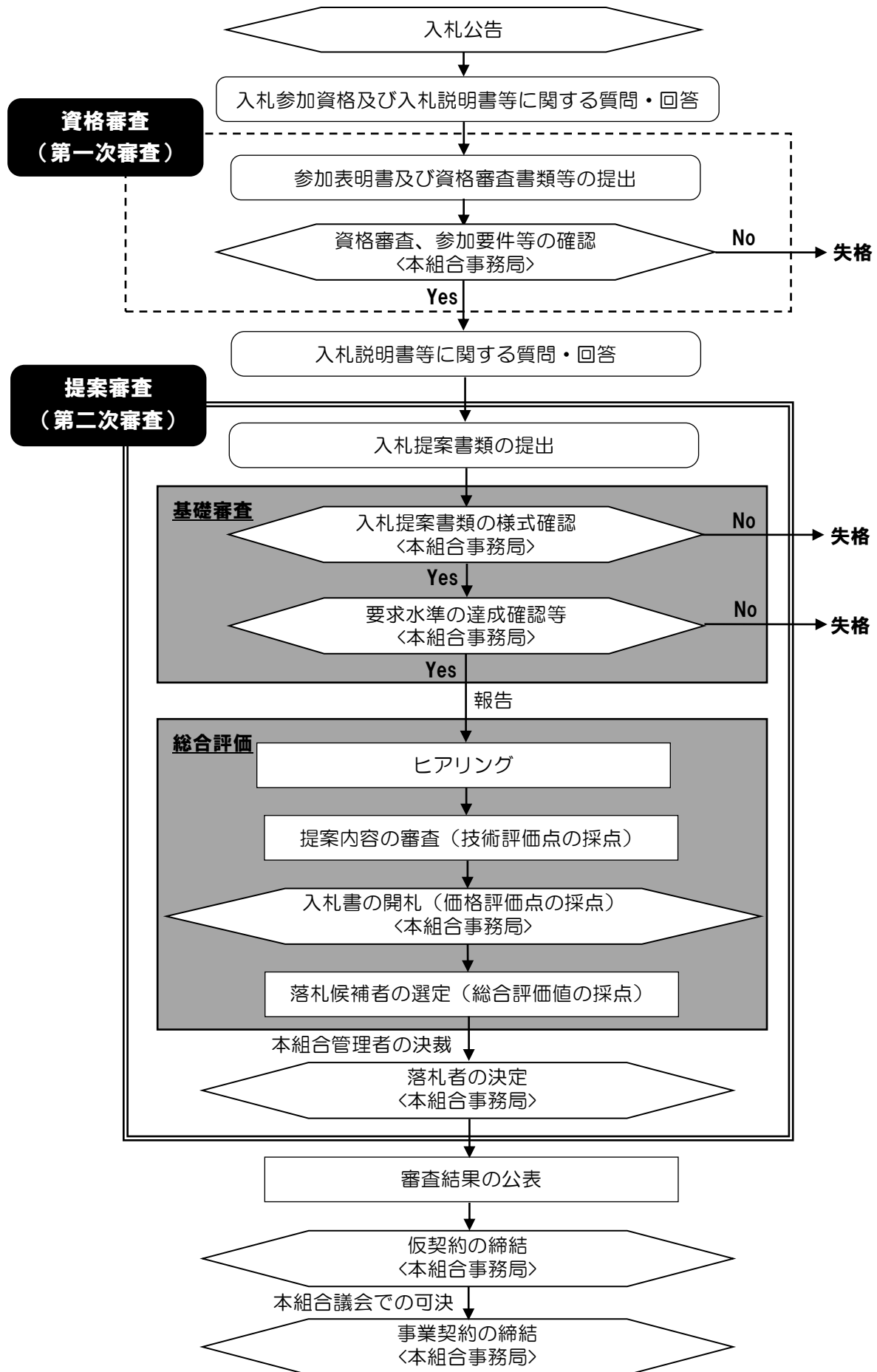
なお、応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業が、令和2年6月1日から落札者の決定までの間に、選定委員会の委員及び本事業に係るアドバイザー業務受注者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

- |       |    |                       |
|-------|----|-----------------------|
| 1) 委員 | 荒井 | 喜久雄（公益社団法人 全国都市清掃会議）  |
| 2) 委員 | 藤原 | 周史（一般財団法人 日本環境衛生センター） |
| 3) 委員 | 樋口 | 良之（国立大学法人 福島大学）       |
| 4) 委員 | 宮崎 | 渉（日本大学 工学部）           |
| 5) 委員 | 小沼 | 宜弘（会津若松市）             |
| 6) 委員 | 松川 | 和芳（会津若松市）             |
| 7) 委員 | 石田 | 博（会津若松地方広域市町村圏整備組合）   |

### 3. 審査の進め方

審査は、第一次審査として参加資格要件の有無を確認する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。

また、「提案審査」は、要求水準書に示す内容を満たしていることを確認する「基礎審査」と提案内容と入札価格を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。



### 第3章 資格審査

本組合は、応募者から提出された参加表明書及び資格審査書類を審査し、参加資格確認基準日(令和2年10月23日(金))において、参加資格要件等を満たしていることを確認する。

なお、参加資格要件等を満たしていない応募者は失格とし、資格審査の結果は応募者の代表企業に書面により通知する。

また、資格審査に係る参加資格要件及び資格等は、入札説明書の「第4章 応募に関する事項等」に示すとおりである。

### 第4章 提案審査

#### 1. 基礎審査

本組合は、入札参加者から提出された入札提案書類が全て揃っていることを確認する。

また、入札提案書類に記載された内容が、次に示す「基礎審査項目」を満たしていることを確認する。

なお、入札提案書類が全て揃っていない及び基礎審査項目を満たしていない入札参加者は失格とし、基礎審査の結果は入札参加者の代表企業に書面により通知する。

##### 1) 入札提出書類の整合確認

(1) 入札説明書等に示す入札提案書類の作成条件を満たしていること。(所定の様式、誤字脱字等)

(2) 技術提案書において、同一事項に2通り以上の提案がないこと。

(3) 技術提案事項間において、齟齬や矛盾等がないこと。

##### 2) 技術提案書の要求水準確認

(1) 要求水準書に示す要求水準を技術提案書が満たしていること。

#### 2. 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者から提案された内容に対して、選定委員会は総合的な評価を行い、最も総合評価値の高い入札参加者を落札候補者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

なお、選定委員会は技術提案書に関するヒアリングを実施するが、ヒアリングの日程、場所等の詳細については、基礎審査の結果と併せて、入札参加者の代表企業に書面により通知する。

## 1) 技術評価項目及び配点

選定委員会は、本事業の基本方針に基づき、以下の評価項目について入札参加者に提案を求め、提案された内容を得点化する。評価項目、評価の視点及び評価の細目については、事業者の創意工夫による効率性を発揮させることで、本組合の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図るために、本組合が事業者に対して期待している事項であり、配点はその重要度を示したものである。

評価項目	評価の視点	評価の細目	配点
(1) 事業計画の適切性			11
方針・体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の基本的な考え方は適切であるか。</li> <li>事業実施体制は確立しているか。</li> <li>リスクに対する考え方は適切であるか。</li> <li>セルフモニタリングは適切であるか。</li> <li>建設工事期間中の配慮は適切であるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の基本方針を実現するために会津地域及び本事業の特徴、課題を理解する等、事業計画の基本的な考え方は適切であるか。</li> <li>代表企業、構成企業及び協力企業の役割分担、企業間の連携、発注者との連携等、総合的な事業実施体制の考え方は適切であるか。</li> <li>本事業で想定されるリスクに対する発生抑制の考え方及び顕在時の対応策は適切であるか。</li> <li>各段階におけるセルフモニタリングの実施方法及び内容は適切であるか。</li> <li>敷地内施設等の利用者、作業員への配慮も含めた建設工事期間中の安全対策は適切であるか。</li> </ul>	6
運営計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営計画は適切であるか。</li> <li>事業収支計画は効果的かつ実現性があるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定した運營業務を実現するための安全管理、運転教育等の各種計画及びマニュアルの作成における基本的な考え方は適切であるか。</li> <li>安定した事業収支計画を確保するための方策は効果的かつ実現性があるか。</li> </ul>	3
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種実績事例の経験等を活かした提案はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会津地域の特徴を捉えて、地方公共団体が発注したごみ焼却施設の民間活力導入事業（DBO 他）で実施した経験等を活かした提案（設計・建設工事、運營業務を通じて提供できるメリット）は具体的かつ効果的であるか。</li> </ul>	2

(2) 基本性能が高く、災害に強い施設			15
配置動線計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の配置計画及び動線計画は安全かつ効率的であるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の配置計画は用地条件、車両動線及び歩行者動線に配慮しているか。</li> <li>場内の車両動線は歩行者と車両等の交錯が無く、収集車両と一般車両の通行が安全かつ効率的であるか。</li> <li>周辺交通への影響を低減し、車両搬入出口等の安全を高めるための方策はあるか。</li> </ul>	3
安定稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定した処理を継続できるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期に亘る処理の継続を可能とする方策はあるか。</li> <li>各設備の配置計画は効率的かつシンプルであり、運転、点検・検査・整備及び補修・更新等の容易性があるか。</li> <li>事故、故障等の予防措置及び機器等の余裕率等の考え方は具体的かつ安全であるか。</li> </ul>	3
変動対応性	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理対象物及びごみ質の変動に対応できるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定常的又は季節的な変動を考慮する等、処理対象物（要求水準に示された範囲内）の変動への対応は具体的かつ適切であるか。</li> <li>ごみ質（要求水準に示された範囲内）の変動への対応は具体的かつ適切であるか。</li> </ul>	2
強靱化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い施設となっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災、水害（浸水）等、大規模災害時の設備・建築物における基幹設備保護への対策は具体的かつ万全であるか。</li> </ul>	4
事業継続計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続への方策はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期に亘る資材等の供給断絶を考慮する等、自立的な運転再開への方策は具体的かつ効果的であるか。</li> <li>非常時の事業継続に向けた実効性のある体制が構築され、その体制は本組合及び構成市町村との相互協力に対応できるか。</li> </ul>	3

(3) 長寿命で経済性が高い施設			15
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化計画は適切であるか。</li> <li>・長期使用を見据えた方策はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化計画は、30年以上の長期に亘る施設の使用を見据えた適切な計画であるか。</li> <li>・30年以上の長期に亘る施設の使用を見据えた具体的かつ効果的な設計上の方策があるか。</li> </ul>	6
発電計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送電端効率を高めるための方策はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送電端効率を高めるための方策は、運転計画（施設稼働計画）に基づいて、具体的かつ実現性、安定性、継続性があるか。</li> </ul>	6
補修・更新計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補修・更新計画は合理的かつ経済的であるか。</li> <li>・補修・更新計画は安定稼働の継続を見据えているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備・建築物の補修・更新計画は、合理的かつ経済的で、費用変動に対して平準化が図られているか。</li> <li>・設備・建築物の補修・更新計画は、業務期間終了後も含む長期に亘る安定稼働の継続を見据えた具体的かつ適切であるか。</li> </ul>	3
(4) 環境にやさしく、環境教育の拠点となる施設			5
環境性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス（CO<sub>2</sub>換算）を低減しているか。</li> <li>・焼却残渣発生量を低減しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備設計で配慮したことも含めて、運營業務期間中の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>換算）を低減するための方策は、具体的かつ適切であるか。</li> <li>・焼却残渣発生量は、薬剤添加量及び熱しゃく減量を踏まえた低減が図られているか。</li> </ul>	2
見学者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育や啓発に関する配慮をしているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設見学先の設定は適切で、環境教育、啓発に配慮しているか。</li> <li>・見学者動線は作業動線と分割され、様々な見学者に対する配慮（ユニバーサルデザイン）をしているか。</li> </ul>	3
(5) 周辺環境と調和した施設			5
公害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値遵守の方策はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス、臭気、騒音・振動等の基準値遵守のための方策は、具体的かつ適切であるか。</li> </ul>	2
景観等調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等のデザインは周辺景観と調和しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外観、内装、敷地内レイアウト及び緑化等のデザインは、周辺景観との調和が図られているか。</li> </ul>	3



(6) 地元貢献			9
地元貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内業者への発注額はどの程度か。</li> <li>地元貢献の方策は適切であるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成企業及び協力企業のうち、地元企業（管内業者）の発注額はどの程度か。</li> <li>地元企業（管内業者）の発注額はどの程度か。</li> <li>構成市町村における地元企業（管内業者）の発注を含めた地元貢献のための方策は、具体的で実効性があるか。</li> </ul>	9
技術評価項目配点計			60

## 2) 技術評価項目の得点化方法

それぞれの技術評価項目における配点を次に示す5段階により、各選定委員会委員が個別に得点化し、各選定委員会委員が個別に得点化した合計の平均点を技術評価点とする。

なお、技術評価点の算出にあたっては、小数点第4桁を四捨五入し、小数点第3桁まで算出する。

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において、優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において、要求水準を満たす程度	配点×0.00

### 3) 入札価格の確認

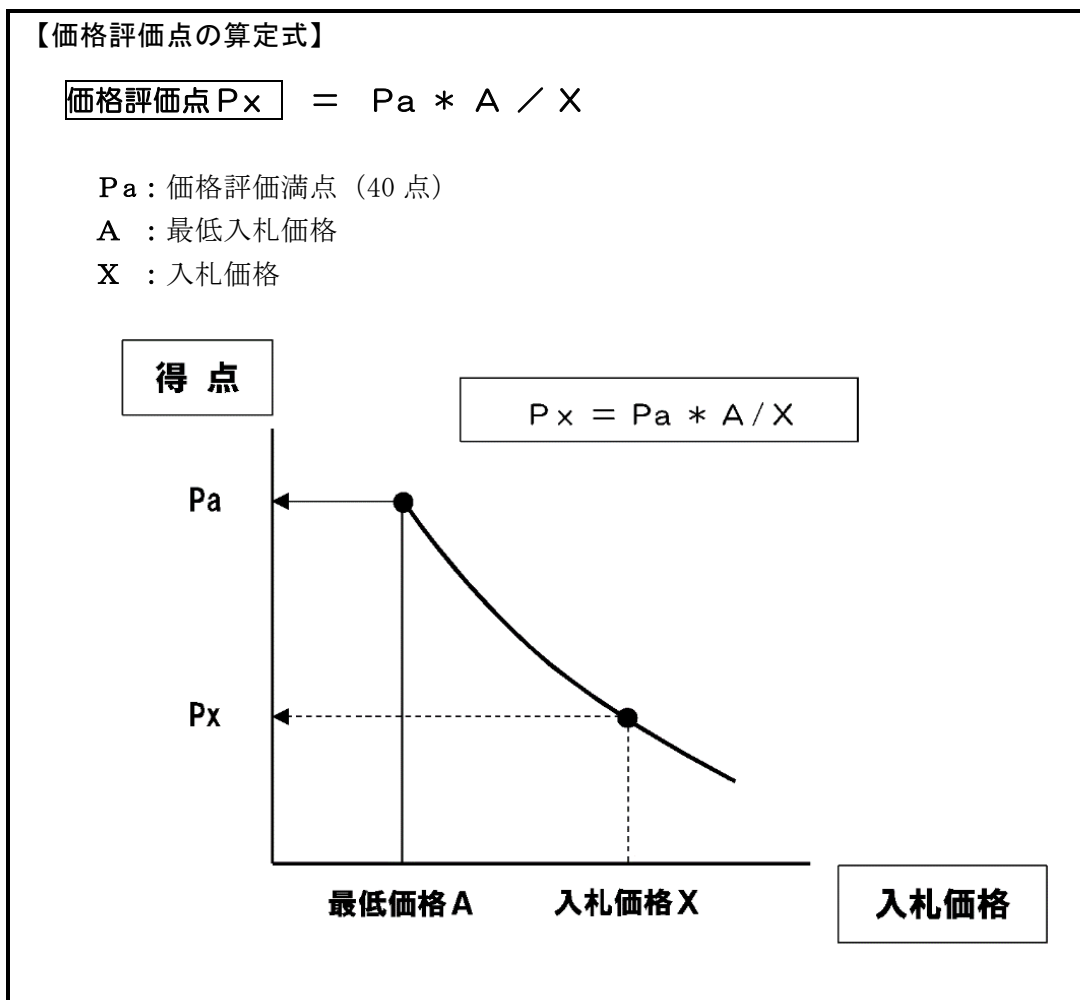
本組合は、入札書に記載された事業期間中の本組合の支払合計額（以下「入札価格」という。）が、予定価格を超えていない及び失格基準価格を下回っていないことを確認する。

なお、予定価格を超えている又は失格基準価格を下回っている入札参加者は失格とする。

### 4) 入札価格の得点化方法

予定価格を超えていない又は失格基準価格を下回っていない入札参加者の入札価格のうち、最も入札価格の低い（以下「最低入札価格」という。）入札参加者の価格評価点を満点（40点）とし、他の入札価格は次の算定式により得点化する。

なお、価格評価点は小数点第4桁を四捨五入し、小数点第3桁まで算出する。



## 5) 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計して、総合評価値を算出する。

なお、総合評価値の満点は100点満点とする。

$$\text{総合評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

評価項目		配点	合計
(1) 事業計画の適切性	① 方針・体制	6	11
	② 運営計画	3	
	③ 独自提案	2	
(2) 基本性能が高く、災害に強い施設	① 配置動線計画	3	15
	② 安定稼働	3	
	③ 変動対応性	2	
	④ 強靱化	4	
	⑤ 事業継続計画	3	
(3) 長寿命で経済性が高い施設	① 長寿命化	6	15
	② 発電計画	6	
	③ 補修・更新計画	3	
(4) 環境にやさしく、環境教育の拠点となる施設	① 環境性	2	5
	② 見学者対応	3	
(5) 周辺環境と調和した施設	① 公害防止	2	5
	② 景観等調和	3	
(6) 地元貢献	① 地元貢献	9	9
技術評価点 (α)			60
価格評価点 (β)			40
総合評価値 (α + β)			100

## 第5章 落札候補者の選定

選定委員会は、入札参加者の提案内容に対して、最も総合評価値（技術評価点と価格評価点の合計）が高い入札参加者を落札候補者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

なお、最も総合評価値が高い入札参加者が同点で2者以上いる場合には、同点の者の中から該当者にくじを引かせて落札候補者を決める。

## 第6章 低入札価格調査

本組合は、会津若松地方広域市町村圏整備組合新ごみ焼却施設整備・運営事業に係る低入札価格調査取扱要領（令和2年8月24日決裁）に基づき、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を行う。低入札価格調査に当たっては、当該落札候補者は調査のために必要な指示に従わなければならない。

低入札価格調査の結果、当該落札候補者により本事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその当該落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、他の入札参加者のうち、最も総合評価値の高い入札参加者を落札候補者とすることがある。

なお、入札価格が失格基準価格を下回る入札を行った入札参加者は失格とする。

## 第7章 落札者の決定

本組合は、選定委員会による選定結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者の代表企業に書面により通知するとともに、ホームページにおいて公表する。

また、落札者の構成企業及び協力企業が、落札者決定時から事業契約締結までに、次の事由に該当した場合は失格とする。詳細は、基本協定書（案）及び事業契約書（案）において示す。

なお、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価値の上位の者から順に契約交渉を行う。

1. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条各号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
2. 賄賂・談合等著しく本組合との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。